

報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 2 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 須 田 健 二

賃金指導官 佐々木 重徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

最低賃金額を 7 6 2 円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が 2 4 円の引上げを答申 ～

1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、秋田県最低賃金（昭和 5 5 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の最低賃金額を現在の 1 時間 7 3 8 円から 7 6 2 円（引上げ額 2 4 円、引上げ率 3. 2 5 %）に引き上げるよう秋田労働局長（局長 佐藤俊彦）に答申した。

なお、引上げ額 2 4 円は、本年 7 月 2 6 日に中央最低賃金審議会が答申した「平成 3 0 年度地域別最低賃金額改定の目安」（D ランク 2 3 円）に 1 円上乗せした額である。

2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約 3 万 5 千）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約 3 7 万 2 千人）に適用される。

3 今後、異議申出手続などを経て、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から改正発効の予定。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で 2 万 1 千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。